

【結果概要】

**鳥取県医療的ケア児等コーディネーター
フォローアップアンケート**

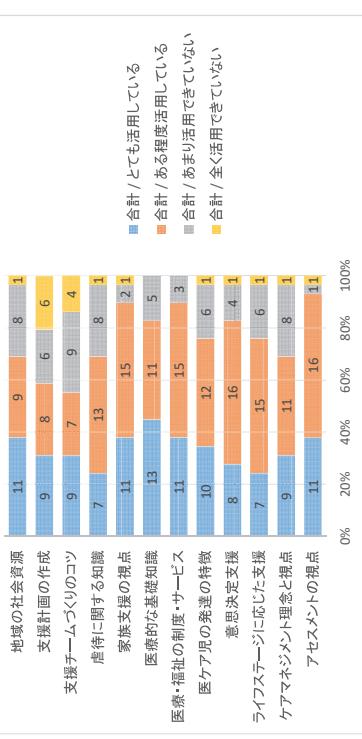
回答者の属性

	職種	東部	中部	西部
相談支援専門員	1	2	3	
相談員	1			
相談援助	1			
福利介護支援専門員兼相談支援専門員兼ヘルパー 祉介護員	1			
保育士	1			
児童指導員 係長	1			
看護師	4		4	
医学校看護師	1		1	
准看護師	1		1	
作業療法士	1		1	
保健師	2	2		

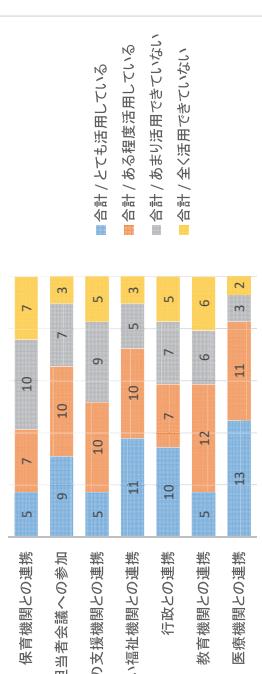
【調査の概要】

調査目的	1 業務内容	
	相談	14
医療的ケア児等コーディネーター養成研修で得た知識やネットワークの活用状況、受講後の変化等を把握することで、今後の医療的ケア児等コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修の研修内容等の充実度を図る。	多職種連携支援（移行支援や担当者会議等）	13
対象者	家族支援	12
平成30年度から令和2年度までに開催した鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者	計画相談	9
調査期間	医療的支援	9
令和3年8月7日～8月20日	療育支援	8
調査方法	ソーシャルワーク（地域課題の把握と解決）	8
電子アンケート、メール	他職員への助言やスーパーバイズ	4
配布数	その他	8
91枚		
回収数		
29枚（回収率31.8%）		

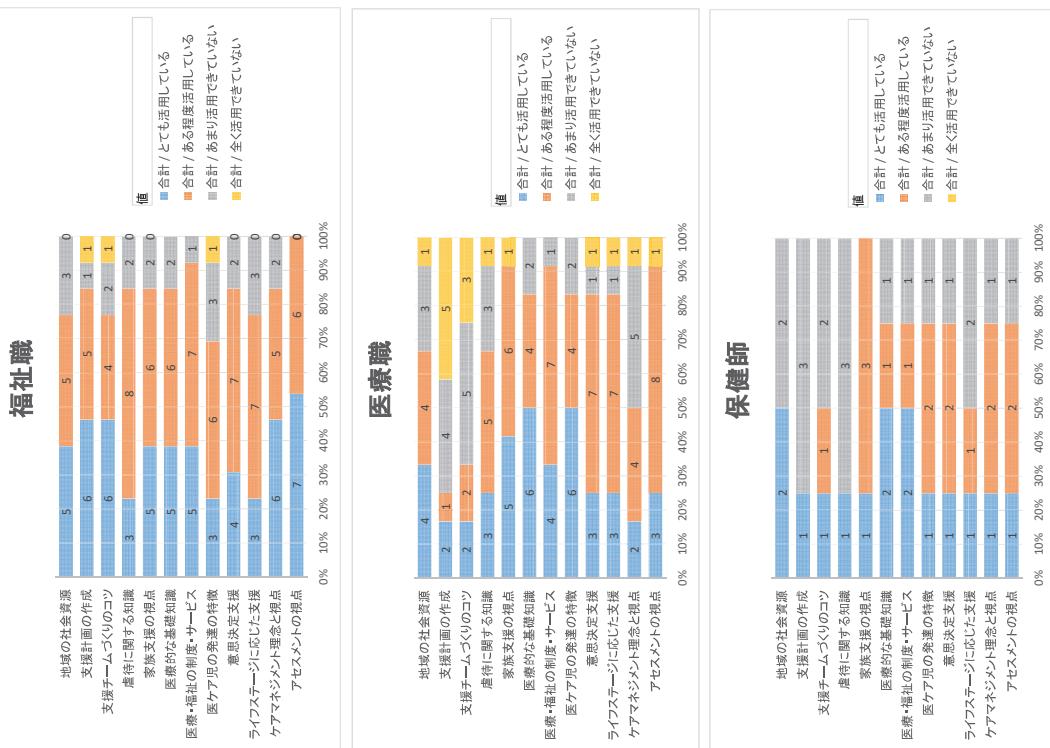
2 研修で得た知識の活用状況（全体）



2 研修で得たネットワークの活用状況（全体）

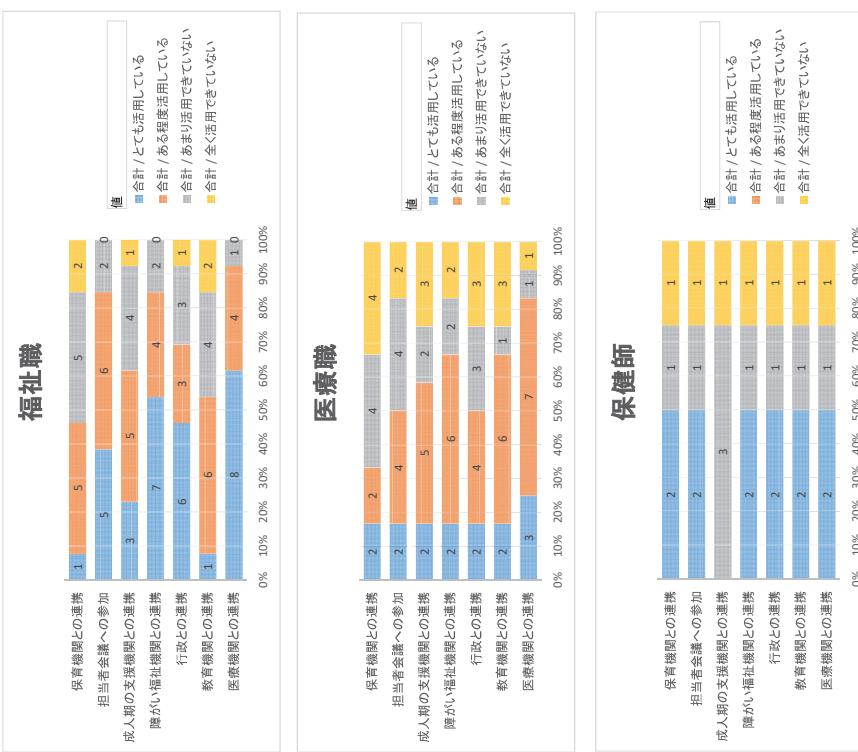


2 研修で得た知識の活用状況（職種別）



2 研修で得たネットワークの活用状況（職種別）

3 研修受講後の変化



区分	自分の内で（東部）
多職種連携	他の機関の支援者との横つなぎができることで、対応がしやすくなりました。
医療機関との連携	他機関連携の必要性を再確認できました。
教育機関との連携	医療機関どその家族が、地域とどう関わりを持つていくのかイメージができた。
医療機関との連携	実際には医療的ケア児童は無く、関わりがないのですが、相談事業者からアセスメントなど見ながらどうなのか考えるようにになった。
知識・経験	広い知識を持つうえで、家族へ情報提供するよう努めようとしている。
多職種連携	今まで業務で行ってきたことを研修で学んだことでより合わせるようにになった。意識の変化？
医療機関との連携	施設入所の支援を行っているため、短期入所利用されている利用者さんなどの在宅をされている方に積極的に関わらざらという思いが大きくなりました。
教育機関との連携	1番に本人の思い、また、家族の思いに向き合い、希望をもてたり、わくわくする生活が少しでも実現できることが大切だと強く思うようになった。
意欲	医療的ケア児と家族の支援に觸りたい気持ちが強くなつた。その際、必要な知識、経験をもつと重ねていきたいと思った。
多職種連携	この研修を受ける前までは敬遠しがちだったが、研修後は前向きに相談していくこうという気持ちになつた。
医療機関との連携	この研修を受ける前までは敬遠しがちだったが、研修後は前向きに相談していくこうという気持ちになつた。
教育機関との連携	医療以外の社会的支援をより考える、意識するようになつた。
意欲	この研修を受けたことで知識は得たものの、実質的な活用には至らなかつた。相談支援従事者初任者研修を修了し始めて併用し活用できるのだと感じています。
知識・経験	通常教育、特別支援教育、院内学校、家庭などで学ぶ医ケア児のさらなる学習権の保障が必要と感じた。
サービス導入を考える前に、家族のマンパワーでの程度までやつていくことができるのかをアセスメントすることから考えるようになつたこと。	

3 研修受講後の変化

区分	自分の中で（西部）
	連携について意識するようになりました。 わからぬことがあっても関係機関に確認したらよいと思うようになった。 もう少し気軽に医療関係者とコミュニケーションをとつてみようと思った。 いろいろな立場のいろいろな職種の方がこの研修に興味を持ち、参加されていることを知った。 いっしょに考えてくれる仲間がこんなにたくさんいると思え、今後の励みになった。 医療的ケア児には様々なケースがあること、多職種連携や各機関の専門性についての知識が深まりました。 他機関・他職種がどのような教育や支援指針や経験、価値観を受けて役割を担つていいかを分かろうと思ふようになりました。最終的には1人の人、家族を支援する事に致わりがないので、お互いの事を理解しないながら、それぞれの役割を担つていけたらと感じるようになりました。
多職種 連携	医療的ケアが必要な方への基本的な知識が得れたことがよかったです。支援が必要な方がおられれば、積極的に受けたいと思うようになった。 福祉分野の講習内容がより細かく講義をいたいたので理解が深まつた。 児や家族のニーズを引き出ししじのようなサービスが利用できるのか、将来的なことを考えて、その時にあつたサービスを考えていけるようになりました。 本人や家族の課題のアセスメントの視点や支援について理解が深められた。
知識・ 経験	
意欲	医療的ケア児に対する視点は前向きになつた。

区分	周囲との関係で（東部）
	自分の専門分野（行政・制度）については問合せをいただき、逆に専門外の分野については各機関の方に情報をおしえていただきました。 頭の見える関係性で、相談支援専門員との連携が図られるようになつた。
多職種 連携	医療機関から問い合わせをいたぐ機会が増えた。医療的ケアについて尋ねやすくなつた。 医療機関と関わる中で、それぞれの役割を理解しながら連携していくことを意識するようになつた。 医ケア児を担当する機会がなく、支援者の方々と連携する機会もないため変化なし。
OJT	直感的に医療的ケア児へのコーディネートする業務ではないため、研修内容を伝達講習を行いました。周囲との関係には大きな変化はありませんでした。
意欲	全く未知の経験で不安しかなかつたが、同じように思つていてる職員へのアドバイスができた。 おしどりカフェに参加される人が、医療的ケア児について積極的に知り、関わろうとされるようになつた。
区分	周囲との関係で（中部）
多職種 連携	相談支援事業所と、共通認識できることが増えたようになります。 本人をとりまく多職種連携を学び、ライフスタイルの幅の広さ、情報共有等の連携の必要性を感じた。実際、支援者会議に参加してより良いケアにつながつた事例もあつた。
知識・ 経験	医ケア児の親や家族の話を聞くときにその背景にある課題やニーズを意識して対応しようと思つた。
地域連携	相談支援専門員から医療的ケアについて問い合わせに返答したりしている。 情報をもとにあらためた連絡先が増えた。ご利用者に対して開わる視点が増えた。
区分	周囲との関係で（西部）
多職種 連携	自分の立場からの見方しかできないことが多々あつた。保育、教育、行政それぞれの視点や考え方を知り、連携する際に意識するようになつた。

4 もっと詳しく学びたい内容	
地域の社会資源	10
医ケア児の発達の特徴	9
ライフステージに応じた支援	9
医療・福祉の制度・サービス	9
医療的な基礎知識	7
家族支援の視点	6
看護決定支援	5
アセスメントの視点	4
ケアマネジメント理念と視点	4
虐待に関する知識	2
支援計画の作成	2
その他(社会資源を増やすには。個別支援の在り方など)	1
ネットワークの活用	11
成人期の支援機関との連携	10
教育機関との連携	8
支援チームづくりのコツ	8
保育機関との連携	8
行政との連携	8
医療機関との連携	6
障がい・福祉機関との連携	5
担当者会議	0

関係機関との情報共有が必要で、連絡を取り合えるように関係づくりを大切にしている。
自分で中での変化同様関係者の顔が分かる様になったので話しやすくなりました。
関係性は大きく変わっていないが、チームケア、チームアプローチの点で、センター内で意識できるようになった。
医療的ケアを受けている方の家族関係はよい。

OJT
家族支援

7 福祉、医療、教育等、他機関で構成される協議の場への参加状況

		東部	中部	西部	合計	電話	参加している会議名	参加していない会議名
5・6 これまで（過去3年程度）の支援のコーディネートについて								
在宅生活全体の支援（例：計画相談に類する内容のもの）	7	103	12	122				
医療機関の退院時等の支援	6	30	25	61				
保育所、学校等の入学（園）、卒業（園）時の支援	8	8	22	38				
その他のコーディネート（例：一般相談等）	11		50	61				
その他コーディネートの内容								
このうち中心となつたもの	17	136	73	226				
合計	32	141	109	282				

5・6 これまで（過去3年程度）の支援のコーディネートについて	東部	中部	西部	合計
在宅生活全体の支援（例：計画相談に類する内容のもの）	7	103	12	122
医療機関の退院時等の支援	6	30	25	61
保育所、学校等の入学（園）、卒業（園）時の支援	8	8	22	38
その他のコーディネート（例：一般相談等）	11		50	61
その他コーディネートの内容				
このうち中心となつたもの	17	136	73	226
合計	32	141	109	282

8 医療的ケア児等の支援に関する地域的魅力と課題

区分	魅力 (東部)	課題 (東部)
受入先	○安定して受け入れができる短期入所先があること。(医療センター) ○小児に対応できる訪問看護やリハビリスタッフのいる事業所があること。 ○在宅の医療的ケア専門医が認定にあること。(中央病院)	周囲の理解 まだまだ特別な目で見られるようになります。地域の人と一緒に医療的ケア児、家族を支えていかれるよう働きかけたい。
	二ースの握り起こしと2~4時間ケアできる体制作り(訪問看護、重度訪問介護サービスなど)	就園、就学になると看護師問題で希望に沿った就園(就学)にならない。事業所数が足りない。 医療的ケアの必要な方の受け入れができる施設が少なく生活に幅がないと思う。
意欲	医療的ケア児者の支援について、取り組んでいこうとする姿が見られるようになってきました。	ニーズの握り起こしと2~4時間ケアできる体制作り(訪問看護、重度訪問介護サービスなど)
	意欲や変えようと熱意がある医師がある。	継続した協議が不十分で、課題の吸い上げが十分にできていない。
人材	相談支援専門員、訪問看護、サービス事業者スタッフが、児・家族に寄り添った対応を目指している。 養護学校の先生からの教育がきめ細やか	医療的ケア児を、在宅で診る事ができる医師がない。(少ない) 連携体制 早い段階で児童健診の結果をスマートスクリーニングで受けられるよう的な施策が必要。
	支援体制が整えば協力したいと思われる施設は多くあり、少しずつでも新しい事業所が増えています。	○成人期以降の、医療的ケアが必要な方の在宅サービスが十分とは言えないこと。 ○鳥取市と東部4町の差。(サービス利用先は重なるが検討の場は別々)
区分	支援体制が整えば協力したいと思われる施設は多くあり、少しずつでも新しい事業所が増えています。	区分 課題 (中部)
	受け入れの前例が無くても、体制を整えて受け入れようとしてくれる保育施設があること。	支援が偏っている。東部西部にはある支援が、中部にはない場合や受け入れが少ない。リスト1つひとつでも実施できていない。賛同の受け入れ先是あつても、重複どまるなど受け入れが出来なくなったり、条件があつたりと支援もムラを感じている。本当に必要な支援の実施が行政に届いていないと感じる。
連携	小さなりにフットワークの良さ・横の連携	社会資源 社会資源が少ないと。 連携
	中部は情報共有やすい。	医療的ケア児を受け入れる相談支援事業所が限られていること。
把握	人口的にも医療ケア児の把握がしやすく、保健師等が個別の対応をしている地域である。	緊急対応 学校と病院の距離等、緊急時の対応
	医療的ケア児等の支援を支える専門機関もできている。	重複の方を対象とした、放課後等デイサービスやショートステイが少ない。 成人人が入所できる療育介護施設がない。
区分	大きな病院が数か所あり、個人医院も多くある。医療面は充実し、相談窓口も多くある。	医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス提供が少ない。
	訪問診療ができるクリニック、入院できる大学病院、第3次救急機関、呼吸器装置専門化通達できる医療施設がある。	呼吸器装置中の日中生活介護等サービス提供ができない事務所が不足している。
受入先	医療的ケア児の支援を支える専門機関もできている。	医療的ケア児を受け入れる場が非常に少ないと。 専門的なケアを身近で受け取ることが現状では難しい。
	大学病院や往診できるクリニック、新育機関、医療専門機関、医療施設がある。	成人期の18歳以降学校のフォローがなくなり、保健師との間わりも小児期より減っている場合、チームとしての支援体制に不安を感じる。
連携	高度で専門的な医療が提供できる大学病院がある。放課後等デイサービス事業者が増えている。	就学の支障は、市町村教委とやりとりすることになるが、地域格差があるようになります。
	東中部に比べ、重症心身障害児の短期入所や放課後等デイサービスなど提供できる事業者が増えている。	地区担当の保健師が年度毎に変更となり、家族との関係性が築きにくいことがある。
早期支援	育成研修や協議会もが取れて取り組んでおり、とても建設的、お互いを尊重しながら意見を出し合う事が出来ていると体感します。とても勉強になります。また研修に留まらず、医療・保健・福祉・教育が集まって日頃の支援をつたり情報交換できる、支援者のピュアなサポートがお互いを助ける会があるといいなーとは思つたりします。	災害対応 災害が地元に比べ少ないため、災害時の対応や実際にどのように行動をするべきかを家族が理解されていないケースが多いと感じる。
	さまざまな特性をもった医療的ケア児等の就学後の支援等	人材
就学後の支援		

ライフステージにおけるコーディネーターのネットワーク	
コーディネーター	退院後にACPや災害対策を討議する機会があまりない(中核となる機関が不明。危機が起こったから慌てて調整することが多く、家族の負担が大きいなと思う。地域での暮らしのが長くなければなるほど、入り込みにくい内容に関して誰がどう寄り添っていくのかが難しい。タイミングが難しいとも思うので、どんな風に支援していくのかは課題)

9 医療的ケア児等の支援に関する思い

区分	思い（東部）	思い（中部）
情報集約	情報を収集や確認のためにあちこちの窓口に連絡をするので手間がかかる、もし、県内の医療的ケア児の情報（個人情報ではなく、支援に活用できる情報）を一括して収集、発言できる機能のある窓口があれば効率的になると思う。	
成人期のサポート体制	学校卒業後に、長い人生がまた始まるが、繰り返しの日々ではなく、お世話になつてありがとうの日々ではなく、何か好きなことができたり、いろいろな人に出会えたり、刺激やわくわくすることがある、希望や頑張ることができる日々を過ごせるよう、支援をしたい。	
在宅移行	医療機関から在宅に向かって、十分な準備が出来、地域へ繋げたと思ったときにはやりがいを感じる。	
ライフステーク	研究を経て、発達を考えながらステージに応じた支援を検討していくことが必要だとわかったが、実際担当することができないためスキルを磨くに至つておらず、申し訳ない。（ショートスティの相談対応は行っている	
支援	が、コロナ禍で受け入れを停止している現状	
家族支援	医療機関での福祉職の考え方や思いは医療職に伝わりにくく感じる事が少なくありません。より自宅や家族や親しい人との関わりが持てるようにしていただきたいと感じています。そのために地域から医療機関だけど福祉サービスも充実しているところだと利用者や家族から思つてもうるるようにしていただきたいと思います。	
地域連携	地域の人と一緒に医療的ケア児、家族を支えていけるように働きかけたい。相談支援事業所に所属していない私が、おしどりカブエにて相談を受けたり、制度で補え切れないと分を捕つていただきたいと思つている。	
受入先	医療的ケアの必要な方の日中活動先の資源が不足している。受け入れていただける事業所（生活介護、短期入所など）が無い、また、在宅での支援において夜間帯のケアが家族を中心になつてしまふが、家族も高齢で負担になつてきているので、訪看・訪問介護サービスなども足りていない。	
コーディネーターの活用	支援体制整備について誰が中心となつて取り組み、どのような機関が参画して協議を重ねていくのか体制が十分に出来上がっていない。通学支援に関して新たに取り組みが開始されたことは評価できるものの、継続協議が行われているのか確認できていない。コーディネーター養成研修修了者が多數おられるが、点で支援していくのではなく、他機関連携でつながりのある支援が行われるために、研修終了者がどのように活用されていくのか仕組み作りが必要と感じている。	
サービス調整	保護者や本人の笑顔。体調が安定せざる退院をくり返すサービス調整の大変さ。	
知識の活用	研修で学んだことを活かしていく力がついたのですが、担当が変わってしまい医療的ケア児の支援を行う業務ではなくなつてしましました。ですが、いろいろな場面で知識を活用していきます。	
支援への不安	直接、医ケア児に接したり、相談に携わつたことが少ないので、実際に対応できるかどうか不安がある。	
家族支援	学校を、卒業していくことのことも考え、教員と共に、自分の意思や希望を伝える力をつけてたり、排痰の成功体験等で自己肯定感を身につけてくれるように支援でき、生徒が反応してくれるようになつたこと。	
	コミュニケーションをとることで信頼関係ができてきてサインがわかるようになつたこと。	
	以上のことがやりがいを感じたことでした。	

周囲の理解	家族の想いをくみ、受け入れ側にも、理解をしてもらうことの難しさ。 妥協点をどこに持てきたら良いのか、その縛りきが難しいと感じています。
就学支援	就学支援を考えるにあたり学校長により対応、体制が大きく影響を受けてしまうこと（困難）
区分	相談なし 相談なし
コーディネーターの活動	実際の支援に携わりたいが、相談がないのが現状。 ・医ケア児は開わる機会が多く、課題もライフステージごとに多岐にわたる。支援者それぞれに思いや気づきがあり、それを受けとめたり、まとめる人が必要と感じている。コーディネーター役は、実際に一人では難しく、医療機関のSWと相談支援専門員、保健師と相談支援専門員などで協力や相談をしながらすめている ようと思う。
多機関連携	保護者より児ど地域の子供の交流をさせたいとの希望があり、保育所や支援センター等の利用につなげたこと があります。各施設との連携がとりやすいというスケールメリットはあるますが、医療的ケア見の事例が少ないため、今後対応に困難を感じる場面がでてくるのではないかと思っています。
多機関連携	研修を受講した時の部署と違い、現在連携室配置となり短期入所調整などを行っている。災害時など緊急受入れの動きかけをし実際に利用され安心してもらおうとする方がやりがいを感じます。 短期入所の利用ニーズが個々に違うが、調整をする中でもっと利用されたらうど感じる方がおられる。しかし自部署の受け入れに制限があり、優先順位を明確にできないところにもどかしさを感じることがある。
やりがい	(やりがい)本人や家族の想いを聞きながら、介入していくける嬉しいです。病院から新生児室から小児科病棟へ転棟や自宅へ退院する事が不安で「医師や看護師さんに任せします」という気持ちでいた家族が、再入院で「入院したくなかったよー」「早く家に帰りたいよー」とお話ししてくれる事は、私にとっては逆家族の生活が安寧で、落ち着く場所がお家になつて行つたと思うと、在宅や地域のサポートを受けながら《家族の形 This is my family》みたいなものが出来来たんだなあと実感できとても嬉しいです。 困難会議を持って決定するのと、個別の情報共有を持ってコーディネーターが家族と決定するのか意味的な事がある。身体的状況については医療者(特に診察、治療、医療介人は医師が決定)ですが、その状況を本人と家族の希望する生活が地域で実現可能か(医療機関としては地域性もあり状況も踏まえて、逆に教えて真みたいなあと思う)を討議したいなと思う時があります。
イシフオー マル支援	施設でショートステイ業務を行つているが、直接受けケアを提供し、体調管理を行つたり、家族から家の困りごとを相談されたり、ショートステイの利用がレフバイトになると言つてもう当たりすることにやりがいを感じている。 色々ある中で、ご本人、ご家族の成長や力を感じることができること。 ・地域と連携し在宅移行ができた時や、医療的ケアについて相談がありわかつてもうられた時は、やりがいを感じる。 ・成人の家族で、ショートステイに頼つて在宅生活をされている場合の調整に苦慮する。 表に出ていくけるインフォーマル支援、もしくはオンラインでの課外活動をもっと取り入れてほしい。

令和4年度 医療的ケア児者に関する県の事業（案）

分野	番号	事業名	概 要	担当課	R3予算 要求額	財源			
						国	県	その 他	
	1	【新規】医療的ケア児総合支援事業（子ども発達支援課分）	<p>医療的ケア児とその家族に係る多様な課題解消に向け、令和3年9月18日に施行された医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に実施する環境を整える。</p> <p>（1）医療的ケア児支援センター設置事業 医療的ケア児に関する相談、関係機関との連携・調整、コーディネーター養成研修等人材育成に対応するセンターを設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。 ○医療的ケア児支援センター（総合窓口）の設置 医療的ケア児支援マネージャー（看護師1名、福祉職1名）、事務職1名を配置。 ○東部相談窓口の設置 医療的ケア児支援マネージャー（看護師1名）、事務職1名を配置。</p> <p>（2）医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業 医療的ケア児の訪問看護を行う際に、経験の少ない他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助し、医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。 補助単価：参加側（看護師1名ごと）、受入側ごと1.1万円／回</p>	-	精査中				
	2	在宅生活支援事業（医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業）	<p>障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。</p> <p>（1）施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>（2）家庭外看護師派遣支援事業 日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>（3）エーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時介助をする在宅生活中の重度身体障がい児児にエーマットレス料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>（4）要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児児を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>（5）要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児児を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>（6）重度障がい児者地域移行推進事業 入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児児を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。（県1/2、市町村0～1/2、事業所0～1/2）</p> <p>（7）入院時付添依頼助成事業 常時の付き添いが求められる重症心身障がい児児等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>（8）家庭内排痰補助装置助成事業 常時は随時排痰が必要な重度身体障がい児児等に排痰補助装置のリース料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>（9）身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p>	10,555	10,555	-	単県	-	
保健・福祉	3	障がい児者事業所職員等研修事業	重症心身障がい児児、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。	子ども発達支援課	345	345	-	単県	-
	4	重度障がい児者相談員設置事業（障がい児等地域療育支援・相談事業の細事業）	重度障がい児児とその保護者の悩みや思いに寄り添い、相談に応じ、適切な情報提供や豊富な経験に基づく助言等を行う相談員を配置する。（3名：各園域1名ずつ）		216	216	-	単県	-
	5	医療型ショートステイ総合支援事業	<p>医療的ケアの必要な重度障がい児児の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が近年増加傾向にあり、希望に沿った利用ができる状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。</p> <p>（1）訪問型レスバイト支援モデル事業補助金（補助率：県10/10） 医療的ケアの必要な障がい児児（県内に在住するセンター利用者に限る）のレスバイトの多様化に応じるため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額（2時間を超えた部分）から、自己負担530円を控除した額を補助する。（一人当たり1年間のべ36時間を上限）</p> <p>（2）医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金（補助率：県10/10） 西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターでのショートステイ利用の促進を図ることにより、複数のショートステイ事業所の利用を確保し、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：松江医療センターまでの交通費を補助する。 （送りと迎えの2往復分、自家用車利用：6千円／回、UDタクシー利用：18千円／回）</p> <p>（3）重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金（補助率：県 10/10（ヘルパー等派遣事業：当該利用者負担額を除いた額に対して10/10）） 医療的ケアの必要な重度障がい児児やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。</p>	25,719	25,439	-	単県	-	
	6	NICUからの地域移行支援事業	新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。		600	800	-	単県	-
	7	医療的ケア児等に係る人材確保事業	重症心身障がい児及び医療的ケア児（以下「医療的ケア児等」という。）を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開することで、障がい福祉分野の人材確保を図る。		338	315	-	単県	-
	8	医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業	日本財団と共同で推進してきた「難病の子どもと家族の地域生活支援の中核を担う拠点施設」である「博愛こども発達・在宅支援クリニック」（平成31年4月開業）と「ナーシングデイこすもす」（令和2年4月開業）が、医療と福祉を組み合わせたサービスを提供するとともに、県委託の人材育成事業等で、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支えるための環境整備を図る。		3,683	3,042	一部 1/2 又は 単県	-	-

分野	番号	事業名	概要	担当課	R3予算 要求額	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	9	【新規】医療的ケア児総合支援事業	<p>医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できるための環境を整えるため、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 在宅医療的ケア児者支援体制強化事業 訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度（基本報酬は時間区分のみによって準備設定）となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時（連転時）についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。</p> <p>(2) 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業 複数のサービス種別・事業所を組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しており、相談支援専門員を新規に配置する事業所・追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。</p> <p>(3) たん吸引研修等受講奨励金交付事業 たん吸引等の資格を得るために研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1／2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。</p>	障がい福祉課	—	精査中		
	10	重度障がい児者支援事業	<p>重症心身障がい児者等が地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>(1) 重度障がい児者日中支援事業（県1/2、市町村1/2）※32,028千円 生活介護事業所・放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。</p> <p>(2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業（県1/2、市町村1/2）※2,336千円 短期入所事業所において、重症心身障がい児者の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。</p> <p>(3) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業 ※9,505千円 生活介護事業所・グループホーム・短期入所事業所・放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。 (鳥取県社会福祉施設等施設整備事業の県負担額を上限とする)</p>		96,831	43,869	—	単県
	11	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う（補助率／サービス事業費から国庫負担額を除いた市町村負担額の3／4※の額（国1／2、県1／4、市町村負担1／4）※財政力指数に応じた減率あり）		19,196	72,294	2/3	1/3
	12	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業	特定の者（障がい者等）に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。		1,731	1,731	—	基金
	13	難病等医療費助成事業	指定難病（338疾患）患者に対して医療費の一部を公費負担するほか、特定疾患治療研究事業としてスモン等の患者に対して医療費の公費負担を実施する。		798,802	879,046	1/2	1/2又は単県
	14	難病患者療養支援事業	<p>難病患者に対する受入病院の確保を図ると共に、患者及びその家族等に対する相談支援や在宅療養支援を行う。</p> <p>(1) 難病患者地域支援対策推進事業 難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会、保健師等による訪問指導（診療）・訪問相談を実施する。</p> <p>(2) 在宅難病患者一時入院事業 常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行うことができる病床を確保し、医療機関に受け入れを委託する。</p> <p>(3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を使用する難病の患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。</p>		13,073	11,868	1/2	1/2
	15	難病相談・支援センター等設置委託	難病相談・支援センターを鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者・家族等からの相談を受け付けるとともに、研修会・サロンを開催し、患者団体に対する支援を行う。また、難病医療の提供体制の充実を図るため、鳥取県難病医療連絡協議会を鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者の療養先の確保、在宅患者の一時入院調整、在宅療養支援等を行う。		21,534	21,534	1/2	1/2
	16	保育サービス多様化促進事業	<p>(1) 単県事業 各市町村が特別な支援が必要と認めた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費等を助成する市町村に補助する。</p> <p>ア 障がい児保育 各市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対して、保育士等を配置する場合に助成</p> <p>イ 乳児保育 特定教育・保育施設及び地域型保育事業所が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配慮する経費について助成（私立施設のみ）</p> <p>(2) 間接補助事業 医療的ケア児保育事業（国1／4、都道府県1／6、市町村1／6） 地方公共団体において、看護師の雇い上げ等に要する経費の一部を補助し、保育所において医療的ケア児の受け入れができる体制整備を行う。</p>	子育て王国課				
	17	小児慢性特定疾患対策事業	慢性疾患により長期にわたり治療を必要とする児童等の健全な育成を図るために、医療費の一部を公費負担するほか、県外受診に要する交通費の一部を助成する。また、小児慢性特定疾患児童に対し日常生活用具の給付を行う市町村を補助する。		99,950	101,482	1/2	1/2又は1/4
教育	18	小児慢性特定疾患児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等（以下「慢性的疾病児童等」という。）の自立及び成長支援について、慢性的疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利害関係の環境等に応じた支援を行う。	家庭支援課				
	19	特別支援学校教職員人件費	常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。					
	20	特別支援教育充実費（医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実）	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。	特別支援教育課	304	392	—	単県
	21	特別支援教育における専門性向上事業（医療的ケア専門性向上事業）	医療的ケアが必要な児童生徒の教育の充実を図るために、学校看護師や教職員に対し専門性を高める研修を行う。		522	605	一部1/3	単県